

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第9回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第6回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和元年12月23日（月）12時30分～13時30分

2. 場 所：AP虎ノ門11階 C+Dルーム

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口専任部長（NHK）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高畠構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、原代理（日本ケーブルテレビ連盟）、姫野事務局長（全国地域映像団体協議会）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）

<総務省>

吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官（情報流通行政担当）、湯本情報流通行政局長、三島情報流通行政局長、市川情報流通行政局長、市川情報流通行政局長補佐

4. 議事

- (1) 吉田情報流通行政局長より冒頭挨拶があった。
- (2) 事務局より、資料1から資料3に基づき、「ガイドライン改訂後の取組及び今後の対応」について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (3) 事務局より、資料4から資料6に基づき、「令和元年度フォローアップ調査」について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (4) 事務局より、資料7に基づき、今後のスケジュールについて説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（著作権について）

- 著作権の帰属に関しては、制作協力、あるいは、共同製作で放送事業者と番組製作の両方が著作権も有するなどいろいろなバリエーションがあるが、これまで、そういうバリエーションをきちんと整理してこなかったかなという感じがある。

- 発意と責任の法解釈をやると、半年後に答えが出ているかということ、おそらく出ていないだろうと思うので、極めて実務的にこの部分は議論を進めていただきたい。
- 発意と責任が何かを議論しておかないと堂々巡りの議論になってしまうので、原始的に著作権を取得する場合、何がメルクマールなのかは、共通認識を持った上で議論したほうがよい。

(映像実演家について)

- 著作権の帰属によって権利の変動を受ける可能性がある第三者（映像実演家）に関しても様々なケースがあるのだろうと思う。下請法の対象は非常に技巧的に作られているが、下請法の対象外になる場合でも、親規定である独占禁止法上の優越的地位の濫用にかかる場合があるかもしれない。

(製作会社間の製作取引について)

- 製作会社間の孫請けによるトラブルについて、下請法の対象の範囲の中で議論するか、それを超えて議論するのか、という論点がある。

(令和元年度フォローアップ調査について)

- フォローアップ調査の送付について、組織を相手にした場合、アンケートというのはどこから回答してもらうかは重要な点であり、誰が最終的な責任を負って回答したかは確認しておいたほうがよい。
- アンケートに答える方の作業量を減らす観点で、無作為抽出的に上手にサンプリングできそれが1年間をあらわす代表値をつくれるということであれば、1年間を通じた取引を対象とするのではなく、サンプリング調査のようなイメージで抽出して実施することも検討できるのではないか。

以上